

中国が狡猾な手法用い、尖閣諸島侵略の狼煙 —中国海警局のトップに海軍少将を任命—

高井 晋

中国は、世界中が武漢ウイルス禍で苦しむ隙を突いて、南シナ海の軍事化推進を目指し、2020年4月18日、南シナ海の9断線内の島嶼と海域を管轄する海南省三沙市に、新たに西沙群島を管轄する西沙区、南沙群島を管轄する南沙区を新設したことを発表した。

東シナ海では、5月8日、4隻の中国公船が魚釣島沖の領海で操業中の日本漁船に接近して追尾したため、監視中の海上保安庁巡視船が間に入り退去を呼びかけた。しかし、中国公船は、領海から出たが2隻は再び領海内に入り居座った。

また6月17日、中国公船4隻が尖閣諸島の接続水域内で65日間ほぼ連続して終日居座り、昨年4月からの連続64日の記録を更新した。17日には尖閣諸島の主島である魚釣島から110kmも離れた大正島の接続水域でも中国公船の航行が確認されている。因みに、魚釣島は中国沿岸から330kmの距離にある。

尖閣諸島周辺の領海や接続水域に侵入する中国の政府公船は、海上保安機関の中国海警局の船舶である。中国の治安維持やテロ対策、重要施設の警備を任務とする武装警察部隊は、2018年以降、中央軍事委員会の直属機関となり、既に同年7月に海警局を傘下に編入している。

中国全人代常務委員会は、武装警察部隊の任務や権限を定める「人民武装警察法」の改正作業に着手し、2020年6月20日に改正案を可決した。中国が「戦時」と判断した場合、中国海警は東シナ海を管轄する東部戦区の指揮下に入り、海軍艦艇と共同作戦を遂行できる。すなわち、中国が勝手に「戦時」と判断し、中央軍事委員会が中国海警局を直接指揮できるようになったのである。

中国は、これまでキャベツ戦術で南シナ海の島嶼を武力で奪取した。狙いを定めた島嶼の周辺領海で自国漁民を操業させ、これを取締るために相手国の海上警察が出てきたら、漁民を保護する口実で中国公船が妨害する。相手国の海軍が出てきたら、待機していた中国人民解放軍海軍がこれに介入し、島嶼を奪取する戦術である。

海上自衛隊艦艇や海上保安庁巡視船は、南シナ海沿岸国のそれよりも遥かに優れているため、中国としてもこれを侮れず、尖閣諸島奪取には、慎重に事を運ばなければならない。今回の「人民武装警察法」の改正は、尖閣諸島に狙いを定め、キャベツ戦術を実践するため

に、海警局船舶の法的地位を明確にしたと思われる。

既に中国海警局のトップは、人民解放軍海軍少将が就任している。

中国が尖閣諸島の領有権を主張し始めたのは、それほど古いことではない。日本は、1895年1月に閣議決定して領土に編入したが、中国は何も異議を唱えなかった。

それどころか、1945年の対日平和条約第3条に基づいて、尖閣諸島が南西諸島の一部として米国の施政権下に置かれた際、中国は、尖閣諸島を自国領と表明するどころか、日本領に対する米国統治に強く反対したのであった。

中国人民日報が突如尖閣諸島の領有権を主張したのは、1968年にECAFÉが東シナ海に海底石油埋蔵されている可能性を発表した後の、1971年12月のことであつた。

これ以降、中国は国際法上の領有根拠である権原を示すことなく、尖閣諸島は歴史的に中国領だと一方的に主張し、日本が台湾と共に掠め取ったと主張し続けている。

歴史的根拠の証拠は、中国の古典だけであることは言うまでもない。

日本は、ほとんど知られていないが、尖閣諸島が日本の島嶼領土であると諸外国にも分かる形で示そうとしたことがある。1978年4月に武装中国漁船が大挙して尖閣諸島周辺領海に侵入した事件に鑑み、1979年度の政府予算で「尖閣諸島利用開発可能性調査」が行われ、5月には仮ヘリポートの建設まで完了していた。

しかし、24日に中国政府当局者がこれに不快感を示したとの報道があり、中国に配慮した自民党政府関係者は、同調査を途中で中止させたのであつた。

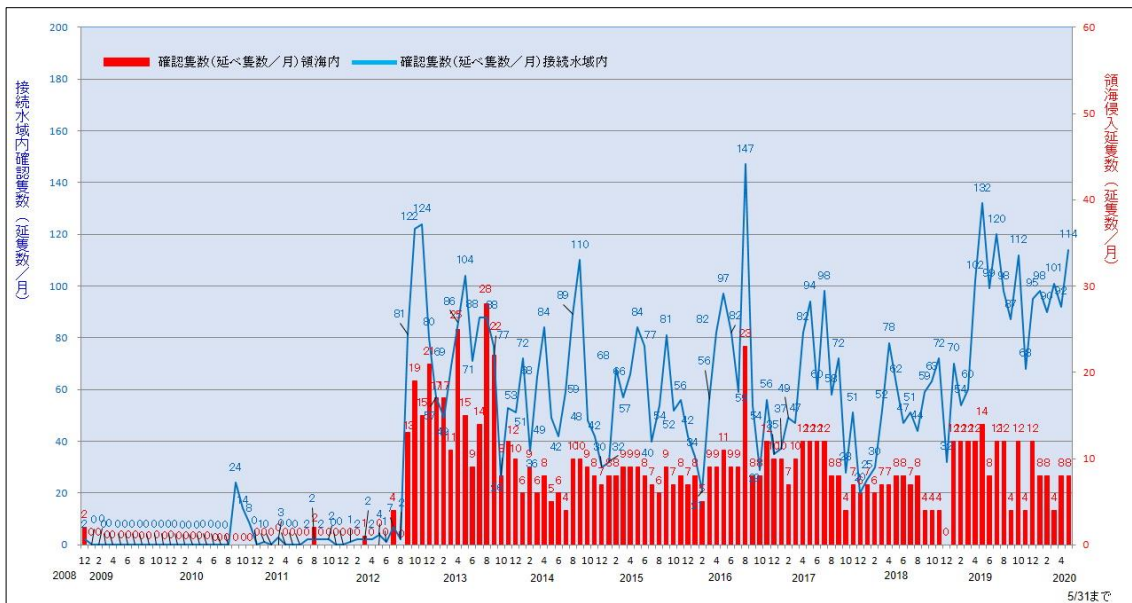
中国が尖閣諸島領有の野心を確信したのは、同調査を中止させたことに加えて、2010年9月の中国漁船衝突事件後の民主党政府の対応にあつた。

尖閣諸島の領海内で違法操業中の漁船船長が日本の巡視船に衝突させ、船長は公務執行妨害容疑で逮捕された。

しかし、中国に配慮した菅政権の仙谷官房長官は那覇地検に圧力をかけ、船長を処分保留のまま釈放したため、同船長は英雄として帰国したのであつた。

日本は、2012年9月に民有地だった尖閣諸島の3島を買い上げ国有地にしたが、その理由は明確にされなかった。それ以降中国はこれに反発し、尖閣諸島周辺領海と接続水域に、政府公船を侵入させ続けている。

また中国は、2012年に尖閣諸島を、武力を行使しても確保する核心的利益と声明し、2013年には尖閣諸島上空に「東海防空識別区」を設置し、通過する民間航空機に飛行情報を要求している。



中国公船等による尖閣諸島周辺の接続水域内入域及び領海侵入隻数

(出典：海上保安庁ホームページ <https://www.kaiho.mlit.go.jp/mission/senkaku/senkaku.html>)

漁船は、外国の領海で操業ができない。また、漁船を含む外国船舶は、軍艦を除いて沿岸国の平和、安全、秩序を害しない限り、無害通航権が認められている。

海上保安庁の巡視船は、尖閣諸島の周辺領海で操業する外国漁船の操業を取締る任務、および中国公船が領海内で日本漁船を拿捕しないよう監視する任務がある。中国海警船が中国の国内法を適用する目的で日本領海へ侵入する場合、無害通航権が認められないからである。

沿岸国に入ろうとする外国船舶は、沿岸国の接続水域で通関上、財政上、出入国管理上または衛生上の法令違反を取り締まることができる。

中国は、尖閣諸島を自国領土と主張し、同諸島周辺を航行する外国船舶に対し、中国法令違反の有無を臨検する可能性がある。接続水域は領海の無害通航権と関係がないため、日本の巡視船もこれを取締ることが出来ない。

中国海警局船舶は、改正「人民武装警察法」の任務の一環として、尖閣諸島周辺の領海に在る日本漁船や接続水域に在る外国船舶に対し、巧妙な手段で強制を伴った中国国内法令の執行活動を強化することが考えられる。

日本の巡視船がこれら海警局船舶に適切に対処できない事実が長期間続けば、諸外国は、尖閣諸島が中国領であると自然に曲解するであろう。

武力行使ができない日本の巡視船は、このような海警局船舶に対し、どのような措置がとれるのであろうか。

海自の艦船は、中国のキャベツ戦術を考えると、おいそれとこれに関わることが出来ない。中国は、巧妙に発砲事件を細工した上で、日本の尖閣諸島奪取に自衛権を行使し抵抗したことを、諸外国に発信することが考えられる。このような一方的な発信に対し、日本はどのような対抗手段や発信を考えているのであろうか。

中国が着々と尖閣諸島奪取の準備を重ねている一方、日本は、尖閣諸島が日本固有の領土であることは歴史的にも国際法上も明らかであり、現にこれを有効に支配しているので、尖閣諸島をめぐる解決しなければならない領有権の問題はそもそも存在しないとの立場である。

日本は、領土保全のために毅然としてかつ冷静に対応しており、国際法の遵守を通じた地域の平和と安定の確立を求めているとして、具体的な統治権行使を行っていない。

尖閣諸島の魚釣島は、野生ヤギの食害でがけ崩れが頻発しており、自然環境保護の喫緊の課題も山積している。

日本漁船は、自国の領海でありながら尖閣諸島周辺海域で安心して操業ができない状況にある。

中国の領有権主張を付度して、ヘリポート建設など統治権の行使を差し控えた日本の対応を見て、諸外国は、日本の立場を不自然に感じるであろう。

米国の政権次第では、日本が尖閣諸島を手放す結果となることを恐れる。

中国は、日本の尖閣諸島に対する消極的な態度をなめきっているとしか思えない。

日本は、島嶼領土問題について諸外国に誤解を与えないよう、長期的視野をもって統治権を行使し、加えて強力な発信等の手段で臨まなければならない。

諸外国は、北方領土は既にロシア領、竹島は最早や韓国領と見做しており、このままただ単に事態の推移を見守っているだけでは、尖閣諸島も近い内に中国領土と見做す判断を下すことになるだろう。

これら3国は、島嶼領土問題を極めて重要で妥協を許さない主権問題と認識しているのである。

(本稿は、2020年6月24日付インターネット誌JBPressに掲載されたものである。)